

基本給・賞与等

パートタイム労働者・有期雇用労働法に
対応するために基本給等の待遇を見直す

G社 宿泊業

299名、うちパートタイム労働者・有期雇用労働者45名

G社は、パートタイム・有期雇用労働法の改正に対応するために、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者(以下「パートタイム労働者等」)の待遇について半年をかけて見直しを行った。

基本給は正社員と共通の等級を設定し、パートタイム労働者等の役割、責任、能力が同等である場合には同程度の時給設定にした。

賞与は勤続5年以上のパートタイム労働者等に対して正社員と同様に会社業績に連動した計算方法で金額を決定し、正社員の8割程度の額を支給している。

また、通勤手当、慶弔休暇や病気休暇などの特別休暇制度も正社員と同様の取り扱いにしている。

待遇改善による現有社員の定着とモチベーションアップにより、お客様に対する更なるサービス向上に繋がることを期待している。